

## IV 学校生活に必要な約束事

◎ 生活実践目標「一人は一校を代表する ～時を守り 場を清め 礼を正そう～」

### 1 生活に関する規定

#### (1) 頭髪

中学生らしい自然な髪型とする。

#### (2) 服装

	男 子	女 子
冬服	<ul style="list-style-type: none"> <li>○黒標準学生服               <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準型学生服</li> <li>・ストレートタイプのズボンでワシタックまで（ベルトの色は、黒・茶色とする）</li> <li>・認証マーク、協力店マークの入ったもの</li> <li>・白カッターシャツ長袖</li> </ul> </li> <li>○名札（学年指定のもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○紺色標準学生服               <ul style="list-style-type: none"> <li>○白長袖ワイシャツ</li> <li>○棒ネクタイ（エンジ）</li> <li>○紺色スカート（膝下程度の長さ）</li> <li>○ベスト着用可</li> </ul> </li> <li>○名札（学年指定のもの）</li> </ul>
夏服	<ul style="list-style-type: none"> <li>○黒の標準学生ズボン</li> <li>○白の半袖開襟シャツ</li> <li>○他は冬と同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○夏用スカート・ズボン</li> <li>○白の半袖開襟シャツ</li> <li>○他は冬と同じ</li> </ul>
体操服	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小田中学校指定のマークが入ったもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハーフパンツ、・半袖シャツ</li> <li>・ジャージ上下</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小田中学校指定のマークが入ったもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハーフパンツ、・半袖シャツ</li> <li>・ジャージ上下</li> </ul> </li> </ul>
靴下	<ul style="list-style-type: none"> <li>○白または黒色（ワポイント可）</li> <li>○アンクルソックスは禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○白または黒色（ワポイント可）</li> <li>○ルーズソックス・アンクルソックスは禁止</li> </ul>
靴	○白・黒を基調とした運動靴（ジョギング程度の運動に耐えられるもの）	
上履	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校指定のもの（屋内体育館での体育の授業で使用するものと兼ねる）</li> <li>○白地に白のライン</li> </ul>	
鞆	○学校指定のリュック式カバンとする。ただし、補助カバンは華美にならない通学に適したものとする。	

学習に不必要なものを学校に持ち込んではいけない。

## 2 申合せ事項

### (1) 頭髪について

#### ア 男女共通事項

- ・ 整髪料は禁止とする。
- ・ 前髪は、学習や生活に支障がでないよう、目にかからない程度とする。

#### イ 男子

- ・ 横髪は耳にかからない程度とする。

#### ウ 女子

- ・ 肩より長くなる場合は結ぶか編む。結ぶときは耳より下で、華美にならない。
- ・ ゴムの色は黒・茶・紺色。飾りのあるゴムは使用禁止とする。
- ・ ヘアピンの色は黒・茶・紺色とする。

### (2) 貴重品（金銭等）の預かりについて

- 金銭を持ってきた生徒は、朝の会で学級担任に預け、終わりの会で受け取る。放課後の部活動時は、部活動顧問が管理する。

※ 電話代は、生徒の自己管理とする。

### (3) その他

ア 衣替えの時期は特に定めない。体調や気温に応じて各自が判断する。

イ 持ち物にはすべて記名する。

ウ 冬期は、セーター、トレーナー等の着用を可とする。ただし、制服からはみ出さないようにする。登下校時に防寒着を着用してもよいが、校内では着用しない。

エ 制汗剤は無香料とする。各学年体操服を着替える場所で使用する。（廊下、トイレでの使用は認めない。）

オ 日焼け止めクリームは状況に応じて使用してもよい。

カ 町外に出る際は、保護者の許可を得ること。

## 3 登下校規定

(1) 通学路……学校が定めた通学路を登下校する。

(2) 通学方法…学校が定めた通学方法で登下校する。

- 自転車通学は次の地区を基準とする生徒を許可する。
  - ・ 学校より上は出合橋手前三叉路(参川入口)以遠の生徒
  - ・ 学校より下は観音橋(J A給油所の上手側)以遠の生徒

(3) 諸注意

- 安全のため余裕をもって登校する。（5分前登校）

## 4 自転車通学規定

- (1) 学校への自転車通学は、年度ごとの許可制とし、整備・点検された自転車を利用しなければならない。また、必ず何らかの保険に加入すること。
- (2) 自転車通学許可範囲地区
  - 学校より2km以遠の生徒  
〔上は出合橋手前三叉路(参川入口)、下は観音橋(J A給油所の上手側)以遠の生徒〕
- (3) 自転車通学生が守るべき事項
  - ア 余裕をもって登校すること。(5分前登校)
  - イ ヘルメットを必ず着用すること。
  - ウ 横断歩道は一時停止をし、自転車を押して渡ること。ただし、自転車横断帯がある場合は乗車したままでもよい。
  - エ 左側一列で通行すること。(他の交通の妨げにならないように心掛ける。)
  - オ ブレーキは毎日点検すること。
  - カ 安全なスピードで、車間距離を十分にとること。
  - キ 日没後は必ず点灯し、反射タスキをかけること。
  - ク 自転車・歩行者等と対面する時は、徐行か一時停止をすること。
  - ケ ドロップハンドル、アップハンドルの自転車は使用しない。
  - コ 停止中に、両足がつくようにサドルの高さを調整すること。
  - サ 並進、交通違反等目に余る行為があった場合は、アラームカードを渡し、アラームカード3枚で、自転車通学を1週間禁止とする。
- (4) その他
  - ア 自転車通学生でない者の、土・日(休日等)・長期休業中の部活動等における登下校に自転車の使用を認める。その場合、自転車通学規定に準ずること。
  - イ 休日等、学校への登下校に関係ない場合でも、自転車利用時にはヘルメットを着用すること。
  - ウ 特別な事情で保護者の申し出があった場合は、自転車通学を許可する。